

公共施設の使用料の見直しにあたっての考え方

多摩市は、平成17年3月に「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を策定し、公共施設の使用料についての考え方を整理すると共に、3年毎に見直しを行ってきました。今年度は、この方針に基づく使用料額の見直し検討年度にあたることから、使用料額の算定作業を行ってきました。

■ 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」とは

- 市では、市民が利用する公共施設の使用料設定にあたっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、市民や学識経験者等による「多摩市使用料等審議会」に諮問し、平成16年10月に「公共施設の使用料設定にあたっての統一的な指標について」（答申）を提出していただきました。
- 市は、この答申を尊重した「基本方針（案）」を作成し、パブリックコメントなどを経て、平成17年3月に『公共施設の使用料設定にあたっての基本方針』を策定しました。
- 本基本方針は、「受益者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルール確立」、「無料・減免規定の見直し」を3本の柱としています。
- 公共施設使用料の設定及び改定は、本基本方針を踏まえて行うこととしています。

[「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（平成17年3月策定）](#)

■ 公共施設使用料の見直しに関するこれまでの取り組み

- **平成18年度** 「無料・減免規定の見直し」を行い、公共施設を原則有料とすると共に、市民利用の促進のため「市外料金設定」を行いました。なお、施設利用者の急激な負担増を避けるため、基本方針に基づき算出された金額にかかわらず、現行料金を据え置きました。
- **平成21年度** 基本方針に基づき算出した金額が、現行料金を上回るものについては、施設の更なる利用促進を図る趣旨等から、次回の見直しまでの間、現行料金を据え置き、現行料金を下回るものについては、算定金額への値下げを行いました。
- **平成24年度** 過去2回の見直しでは使用料の値上げは行ってきませんでした。今回は、個々の施設の事情を勘案しつつも、基本方針に基づき算出された金額への改定を行いました。
ただし、体育施設は近隣市とのバランスを欠いた料金設定だったため、他市の料金水準と同程度の料金設定としました。
また、パルテノン多摩は、近隣施設との競争性を担保するため、使用料の改定は行いませんでした。
- 以上のとおり、基本方針に基づき使用料の見直しについて検討し、施設利用者の負担増や市を取り巻く環境を考慮しながら、施設の維持管理に係る費用の施設利用者の負担（使用料）と、市民全体の負担（税金）とのバランスの適正化を図ってきました。
- 今回も平成24年度同様、基本方針に基づき算出された金額に改定することによって、施設利用者と市民全体の負担のバランスの適正化を更に図っていく予定です。

■ 今回の見直しにあたっての方向性

- ① 公共施設の使用料設定については、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を基本におきます。個別の使用料は、「基本方針」に基づき算出した「使用料の目安」を根拠として設定します。
- ② 「使用料の目安」が現行使用料を大幅に上回る場合、利用者の急激な負担増に対する抑止策として、「基本方針」に定める「改定上限率」の目安を適用し、激変緩和を図りながら改定にあたります。
- ③ 個々の施設の事情を考慮し、前回改定の際に付加した要素は今回も継続します。
 - ・土日休日料金設定の継続（公民館ホール）
 - ・「使用料の目安」到達に向けた段階的な改定（コミュニティセンター）
- ④ 現状の消費税率を踏まえ「使用料の目安」の算出を行いました。なお、体育施設については、前回の見直しで他市同種施設水準の料金設定を行ったため、今回は平成 26 年 4 月の消費税率改定を要因とした額の見直しのみ行います。
- ⑤ 今後、施設利用者、関係機関等への説明、意見交換等を経て改定案を決定し、平成 27 年 6 月議会で各施設の条例改正を上程し、周知期間を設けた上で**平成 28 年 4 月 1 日以降の利用分から改定料金を適用する予定**です。